

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		衛生上有害な物品の売買禁止等
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第 5 1 条 第 3 項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 衛生上有害な物品が市場に搬入されたとき。 2 衛生上有害な物品を市場において売買しようとしたとき。 3 衛生上有害な物品を売買の目的を持って所持しているとき。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		